

経営革新事業者向け

藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金

新商品の開発や新分野への進出等、意欲的な事業者を応援します。



補助対象条件

- ・（会社の場合）町内に本店及び事業所があること
- ・（個人事業者の場合）町内に居住し事業所があること
- ・町税等に未納がないこと
- ・県の実施する「オンリーワン・チャレンジ支援事業（※1）」において経営革新計画の承認を受けていること

※1「オンリーワン・チャレンジ支援事業」とは、県が実施する経営革新支援事業です。国の「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新支援制度をベースに、県独自の2つの支援制度を統合した3制度の総称です。承認を受けるには、県への申請が必要です。お問い合わせは、徳島県商工労働部企業支援課（088-621-2369）へ。

補助内容

対象経費

借入利子・機器等のリース料・店舗等の家賃・販路拡大に係る経費

補助金額

10万円／事業年度

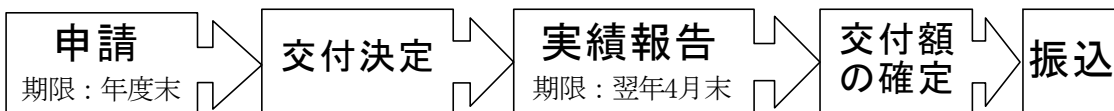
補助期間

承認された計画期間中（3年間又は5年間）

補助の流れ

経営革新計画の承認後、経済産業課へ申請してください。

申請は毎年度の年度末まで受付できますが、申請多数の場合等、やむを得ず受付を終了する場合があります。補助を希望する方は早めに申請してください。



※補助期間中は
毎年申請できます。

申請時必要書類

- ・ 藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書
- ・ 経営革新計画に係る承認通知書
- ・ 経営革新計画に係る申請書（写し）
- ・ 対象経費の金額が確認できるもの（契約書等）
- ・ 町税等の納税状況調査同意書

お問い合わせ

藍住町経済産業課

TEL : 088-637-3120

◆ 申請書は、藍住町のホームページ（<http://www.town.aizumi.tokushima.jp/>）からダウンロードできます。

◆ 藍住町商工会（088-692-2816）では、経営革新計画作成のお手伝いをしています。